

- |  |  |
|--|--|
| <p>1、 へいわってすてきだね<br/>沖繩県与那国町久部良（くぶら）小学校1年安里有生（あさとゆうき）</p> <p>2、 へいわってなにかな。<br/>ぼくは、かんがえたよ。</p> <p>3、 おともだちとなかよし。<br/>かぞくがげんき。<br/>えがおであそぶ。</p> <p>4、 ねこがわらう。<br/>おなかがいっぱい。</p> <p>5、 やぎがのんびりあるいてる。<br/>けんかしてもすぐかなおり。</p> <p>6、 ちょうめいそうがたくさんはえ、<br/>よなぐにうまが、ヒヒーンとなく。</p> <p>7、 みななどには、フェリーがとまっていて、<br/>うみには、かめやかじきがおよいでる。<br/>やさしいところがにじになる。</p> <p>8、 へいわっていいね。へいわってうれしいね。</p> | <p>1、 才峠寔挫陽！<br/>喝服⑮噉椎忽隨消何措弑僥 匯定雫 芦戦嗤伏</p> <p>2、 才峠欺久頁焚担椿？<br/>厘嶽阻嗽嶽。</p> <p>3、 才峠祥頁<br/>厘断脅頁挫涛噴。<br/>寄社壓匯軟醉赤仇螺隅。<br/>珊嗤<br/>社戦繁附悶脅宗慎。</p> <p>4、 才峠祥頁<br/>弑豎、焙焙議，<br/>厘断寄社皇脅郭誼吋吋議。</p> <p>5、 弑剪壓蛸木木仇恠栖恠肇，<br/>厘断崖阻尺瀧貧祥才挫。</p> <p>6、 課仇貧海諾阻海凋課，<br/>噉椎忽議瀧隅壓灣隅灣隅仇出。</p> <p>7、 珊嗤<br/>雇筭唯彭挫謹局態，<br/>鱗濠、薙噬、歷今戦嘎栖嘎肇。<br/>繁断鋌措議仇延攪阻匯祇挫働疏議科榊亜！</p> <p>8、 才峠寔挫陽！</p> |
|--|--|

みんなのここから、  
へいわがうまれるんだね。

- 9、 せんそうはおそろしい  
「ドカーン、ドカーン。」  
ばくだんがおちてくるこわいおと。
- 10、 おなかがすいて、くるしむこども。  
かぞくがしんでしまってなくひとたち。
- 11、 ああ、ぼくは、へいわなときにうまれてよかったよ。  
このへいわが、ずっとつづいてほしい。  
みんなのえがおが、ずっとつづいてほしい。
- 12、 へいわなかぞく、  
へいわながっこう、  
へいわなよなくにじま、  
へいわなおきなわ、  
へいわなせかい。
- 13、 へいわってすてきだね。
- 14、 これからも、ずっとへいわがつづくように  
ぼくも、ぼくのできることからがんばるよ。

才峠寔斑繁互佶亜！  
厘断寄社脍鍊李才峠，  
才峠祥氏欺栖。  
9、 媾尸湊辛殿阻。  
"坂臟、坂臟"  
欺侃勸栖姆起卯姆議落咄，  
寔賄繁！

- 10、 弑頃惶爺爺偶彭曉惶，  
咀葎短嗤傾郭。  
繁断歷祐囟，  
咀葎媾尸弘肇阻社戰繁。
- 11、 亜！厘伏歷才峠扮旗謹挫亜！  
厘鍊李喟垓、喟垓仇才峠！  
寄社喟垓、喟垓仇歷裏。
- 12、 侑牽才峠議社，  
噪醉才峠議丕坩，  
才峠議嚙椎忽戲，  
才峠議喝服，  
才峠議弊順
- 13、 才峠寔挫陽！
- 14、 厘鍊李書朔匆喟垓、喟垓仇才峠。  
葎阻才峠，厘孀恂議並秤匯協適薦肇恂。

- |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| 15、 | 日本国憲法前文   | 15、 | 日本国憲法                                       |
| 16、 | 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、                           | 16、 | 日本国民决心通过正式选出的国会中的代表而行动，                     |
| 17、 | われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、<br>わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、 | 17、 | 为了我们和我们的子孙，<br>确保与各国人民合作而取得的成果和自由带给我们全国的恩惠， |
| 18、 | 政府の行為によって再び戦争の惨禍が<br>起ることのないようにすることを決意し、                  | 18、 | 消除因政府的行为而再次发生的战祸，                           |
| 19、 | ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。                             | 19、 | 兹宣布主权属于国民，并制定本宪法。                           |
| 20、 | そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、                                | 20、 | 国政源于国民的严肃信托，                                |
| 21、 | その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、<br>その福利は国民がこれを享受する。       | 21、 | 其权威来自国民，其权力由国民的代表行使，<br>其福利由国民享受。           |
| 22、 | これは人類普遍の原理であり、この憲法は、<br>かかる原理に基くものである。                    | 22、 | 这是人类普遍的原理，本宪法即以此原理为根据。                      |
| 23、 | われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。                             | 23、 | 凡与此相反的一切宪法、法令和诏敕，我们均将排除之。                   |
| 24、 | 日本国民は、恒久の平和を念願し、<br>人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、       | 24、 | 日本国民期望持久的和平，深知支配人类相互关系的崇高理想，                |
| 25、 | 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、<br>われらの安全と生存を保持しようと決意した。            | 25、 | 信赖爱好和平的各国人民的公正与信义，<br>决心保持我们的安全与生存。         |
| 26、 | われらは、平和を維持し、専制と隷従、  | 26、 | 我们希望在努力维护和平，从地球上永远消灭专制与隶属、                  |

圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと

努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

压迫与偏见的国际社会，占有光荣的地位。

- 27、 われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、  
平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 28、 われらは、いずれの国家も、自国のことのみ専念して  
他国を無視してはならないのであって、
- 29、 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、  
この法則に従うことは、自国の主権を維持し、  
他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 30、 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と  
目的を達成することを誓う。
- 31、 日本国憲法第2章「戦争の放棄」 第9条 第1項  
会場の皆さんも一緒に朗読してください。

- 27、 我们确认，全世界人民都同等具有免于  
恐怖和贫困并在和平中生存的权利。
- 28、 我们相信，任何国家都不得只顾本国而不顾他国，
- 29、 政治道徳的法則是普遍的法則，  
遵守这一法則是維持本國主權并欲同他國  
建立對等關係的各國的責任。
- 30、 日本國民誓以國家的名譽，  
竭盡全力以達到這一崇高的理想和目的。
- 31、 第二章 放棄戰爭 第九條 第一項  
請在場的老师们，同学们跟我们一起朗讀吧！

- 32、 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、

(群読)

**日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し、**

- 32、 日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，

(群読)

**日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，**

- 33、 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、  
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 33、 永远放弃以国权发动的战争、  
武力威胁或武力行使作为解决国际争端的手段。

(群読)

**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、  
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

34、 第9条 第2項

35、 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、  
これを保持しない。

(群読)

**前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、  
これを保持しない。**

36、 国の交戦権は、これを認めない。

(群読)

**国の交戦権は、これを認めない。**

(群読)

**永远放弃以国权发动的战争、  
武力威胁或武力行使作为解决国际争端的手段。**

34、 第九条 第二项

35、 为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量，

(群読)

**为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量，**

36、 不承认国家的交战权。

(群読)

**不承认国家的交战权。**

中国語訳:鄭幸枝